

内閣府男女共同参画局「第55回国連婦人の地位委員会（CSW）等について聞く会」
2011年5月17日（火）日本学術会議講堂

「女子差別撤廃委員会の最近の動きについて」

林陽子（女子差別撤廃委員会委員）

1. 女子差別撤廃条約の現況

- ・条約の締約国 186カ国
- ・選択議定書の締約国 102カ国（カンボジア・2010年10月、ガーナ・2011年2月、セシェル・2011年3月など批准が相次ぐ）
- ・条約20条改正（委員会の開催期間延長）の承認国 99カ国（発効には124カ国が必要）

2. 2010年6月の締約国会議（隔年に開催）

委員選挙が行われた。現在の委員の出身国別構成は以下のとおり。

アジア（日本*、中国、インド、バングラデシュ、アフガニスタン、東チモール）

西側（スイス、トルコ、フランス、フィンランド*、イスラエル、スペイン）

東側（クロアチア*、スロベニア、ルーマニア）

南米（ブラジル、キューバ、ジャマイカ、パラグアイ*）

アフリカ（エジプト、ケニア、アルジェリア、モーリシャス*）

以上23名。下線は執行部。*印は個人通報作業部会。

委員会の主な活動は、①政府報告書審査、②個人通報、調査など選択議定書下での審査、③一般的勧告の策定の3つである。

3. 政府報告書審査について。

- (1) 新しい動きとしては、2008年7月（41会期）で最終見解（総括所見）のフォローアップ（追加情報提出）手続が導入されたこと。2009年7月（44会期）でシモノビッチ委員をフォローアップ担当報告者、ベイリー委員をその代理報告者として任命。フォローアップの対象は最終見解の中の最大2項目、報告期限は最長2年間。選定基準は、当該国がその項目の履行をしていないことが、条約全体の履行にとって主要な障害となっていること、および、その期限内に履行が可能であること。
- (2) フォローアップの期限が到来した国については、毎会期、フォローアップ担当報告者が、当該国の政府報告書審査の際の国別報告者と協力して、「進捗状況報

告書」(a progress report)を委員会に提出する。それをもとに委員会は審議をし、当該国の勧告の履行状況を評価した上で、「委員会のフォローアップ活動に関する報告書」を作成し、国連総会に提出する。履行状況の評価は以下の5段階で行われる。

(A)「十分に満足のいく内容である (Largely satisfactory)」。この場合はフォローアップ手続は終了する。

(B)「満足のいく内容である (Satisfactory)」。この場合は、次回の政府報告書審査の際の報告書に、さらなる条約の履行状況の報告が求められる。

(C)「協力的ではあるが不完全な内容である (Cooperative but incomplete)」または「一部が履行されている」(Partially implemented)。この場合は、当該国により取られるべき行動がフォローアップ担当報告者により提案され、さらなる情報の提供が求められる。これらの情報は次回の政府報告書審査に盛り込むよう求められ、あるいは(それが不可能な場合には)国連機関からの技術援助(政府報告書起案の支援など)が示唆される場合がある。

(D)「履行されていない」(Not implemented)は、当該国が勧告を履行する準備ができていないと明示したか、または履行する能力がないと示したことを意味する。この場合は(C)と同様の対応がとられる。

(E)「回答なし」(No response)。この場合はフォローアップ担当報告者により督促状が送付される。

委員会が採択した結論は、当該国のフォローアップ報告書とともに、委員会のウェブ上で公開されるが、審議は非公開。議事録(サマリーレコード)も作成されない。

4. 個人通報

1999年に選択議定書が採択、2000年に発効した後、現在までに決定が出て公表されたのは18件(一部取り下げを含む)。2010年に決定されたフィリピンのケース(アジア初の個人通報事案)は政府に対して強姦罪の改正、法曹をはじめとする職務関係者への研修を勧告するものとなっている。

5. 一般的勧告(条約解釈のガイドライン)の策定

2010年の47会期で以下のふたつを採択。

- ・一般的勧告27 高齢女性とその人権の擁護に関する一般的勧告
- ・一般的勧告28 条約2条の下での締約国の差別撤廃義務に関する一般的勧告

その他、将来の一般的勧告の策定を視野に入れて以下の作業部会が活動している。

- ① 婚姻とその解消に伴う経済的影響に関する作業部会（中心はイスラエルのカダーリ委員）
 - ② 紛争下および紛争後の女性に関する作業部会（安全保障理事会決議1325の実施に関するもの）（中心は、モーリシャスのパッテン委員）
 - ③ 司法へのアクセスに関する作業部会（中心は、ブラジルのピメンテル委員）
 - ④ 有害な慣行に関する作業部会（子どもの権利委員会との合同作業部会）（中心は、スロベニアのノイバウエル委員）
 - ⑤ UNHCR（難民高等弁務官事務所）が懸念する女性（国内避難民と無国籍女性）に関する作業部会（中心は、クロアチアのシモノビッチ委員）
- 現在、②と⑤を統合すべきかどうかで議論中。林は⑤のメンバー。

6. 今後の動き

2011年7月、ニューヨークで第49会期。

7月18日に女性と武力紛争（安全保障）についての公開会合が予定されている（個人、NGOも参加できるが事前登録が必要）。

2011年10月、ジュネーブで第50会期。

50会期を記念し、自由権規約委員会と合同での行事が計画されている。

以上